

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第8号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任)	(委任)
第2条 略	第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
<u>(6)～(8)</u> 略	<u>(6)</u> 削除
<u>(9)</u> 人事委員会の権限の行使に関し必要がある時において、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求める <u>こと</u> <u>(勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年香川県人事委員会規則第4号）第3条の規定による調査又は不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和59年香川県人事委員会規則第1号）第14条第1項の規定による審査その他これらに類するものに必要な限度で任命権者に対し提出を求めることを除く。)</u> 。	<u>(7)～(9)</u> 略
<u>(10)～(12)</u> 略	<u>(10)</u> 人事委員会の権限の行使に関し必要がある時において、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求める <u>こと</u> 。
<u>(13)</u> 人事評価の実施に関し、任命権者に勧告すること。	<u>(11)～(13)</u> 略
<u>(14)</u> 略	<u>(14)</u> 削除
<u>(15)</u> 職員の退職管理に関し、任命権者に対し、規制違反行為を行った疑いがあると思慮される行為に関する調査を求める <u>こと</u> 、及び調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べること。	<u>(15)</u> 略
<u>(16)</u> 略	<u>(16)</u> 略
<u>(17)～(19)</u> 略	<u>(17)</u> 人事評価の実施に関し、任命権者に勧告すること。
<u>(20)</u> 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項、第7条第3項又は第8条第3項の承認をすること。	<u>(18)～(20)</u> 略
	<u>(21)</u> 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項、第7条第3項又は第8条第3項に規定する承認をすること。

- (21) 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）に規定する行政文書の公開に関すること。
- (22) 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）に規定する個人情報の保護に関すること。
- (23) 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務
- ア 規則第7条第2項の規定により採用の方法を決定すること。
- イ 規則第15条第4項の承認をすること。
- ウ 規則第16条の規定により競争試験を行うこと。
- エ 規則第21条第2項の規定により試験に関する事務の全部又は一部を任命権者に委任すること。
- オ 規則第23条の規定により警察本部長から昇任試験の結果の報告及び合格者の判定についての協議を受けること。
- カ 規則第23条の2の規定により任命権者から人事委員会が必要と認めることについての報告又は協議を受けること。
- キ 規則第25条に規定する職員採用試験の公告内容を定めること。
- ク 規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号から第8号まで又は第8条第2項に規定する選考（同項に規定する選考にあっては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）。
- ケ 規則第32条第1項の規定により任用候補者名簿を作成すること。
- ミ 規則第34条の規定により任用候補者から志望の変更の申出があったときに、当該任用候補者を他の任用候補者名簿に追加して記載すること。
- サ 規則第35条又は第36条の規定により任用候補者を任用候補者名簿から削除すること。
- シ 規則第37条の規定により任用候補者名簿から削除した任用候補者を任用候補者名簿に復活すること。
- ス 規則第39条の規定により任用候補者名簿を失効させること。
- (24) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第3項の承認をすること。
- (25) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）第3条、第4条第2項、第5条、第7条第5項、第8条第1項、第9条、第10条第2項、第3項若しくは第4項第2号、第11条、第13条第1項、第14条、第15条第1号、第17条、第18条第1項又は第22条の規定により協議を受けること。

(26) 略

(27) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第9条第1号若しくは第2号、第10条第1項第1号若しくは第2項、第16条から第18条まで、第19条第1項第1号若しくは第4項、第21条、第22条第4項、第23条第3項、第24条第1項、第25条第1項第2号、第26条第1項、第34条又は第39条から第41条までの承認をすること、及び第31条第3項の規定により協議を受けること。

(28) 初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）第6条第3項の承認をすること。

(29) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第14条第1項の規定により協議を受けること。

(30) 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第16条第2項の規定により、退職手当の支給制限等の処分について退職手当管理機関から諮詢を受けたときに調査審議すること。

(31) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第2条第5項又は第8条第1項若しくは第3項の承認をすること、及び第4条第2項又は第23条の規定により協議を受けること。

(32) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第2項の承認又は職員の定年等に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第1号）第5条第1項の承認をすること。

(33) 香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）に規定する職員の職務に係る倫理の保持に関すること。

(34) 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第2号）第3条の承認をすること（定型的なものを除く。）

(35) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第3条第1項の規定により協議を受けること、及び第4条第2項の規定により著しく不適当であると認めること。

(36) 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年香川県人事委員会規則第3号。以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務
ア 規則第3条の規定により職員相談員を指名すること。
イ 規則第4条第2項の規定により事案の処理を打ち切ること。

(37) 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年香川県条例第1号）第3条第1項の規定により報告すること。

(38) 教育委員会から条例又は教育委員会規則の規定により協議等を受け

(22) 略

(23) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第10条第1項第1号、第16条から第19条まで、第21条、第34条、第39条又は第41条に規定する承認をすること。

ること。

(39) 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第16条、第18条第4項ただし書又は第20条の承認をすること。

(24) 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）第16条、第18条第4項ただし書又は第20条に規定する承認をすること。

(25) 職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号。以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務

ア 規則第7条第2項の規定により採用の方法を決定すること。

イ 規則第15条第4項に規定する承認をすること。

ウ 規則第16条の規定により競争試験を行うこと。

エ 規則第21条第2項の規定により試験に関する事務の全部又は一部を任命権者に委任すること。

オ 規則第23条の規定により警察本部長から昇任試験の結果の報告及び合格者の判定についての協議を受けること。

カ 規則第23条の2の規定により任命権者から人事委員会が必要と認め
る事項についての報告又は協議を受けること。

キ 規則第25条の規定による職員採用試験の公告内容を定めること。

ク 規則第29条の規定により選考を行うこと（規則第7条第1項第6号
から第8号まで又は第8条第2項の規定による選考（同項の規定によ
る選考にあっては、人事委員会が認めるものに限る。）の場合を除く。）

ケ 規則第32条第1項の規定により任用候補者名簿を作成すること。

ユ 規則第34条の規定により任用候補者から志望の変更の申出があつた
ときに、当該任用候補者を他の任用候補者名簿に追加して記載するこ
と。

サ 規則第35条又は第36条の規定により任用候補者を任用候補者名簿か
ら削除すること。

シ 規則第37条の規定により任用候補者名簿から削除した任用候補者を
任用候補者名簿に復活すること。

ス 規則第39条の規定により任用候補者名簿を失効させること。

(26) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第
61号）第4条第3項に規定する承認をすること。

(27) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第4条第
2項に規定する承認又は職員の定年等に関する規則（昭和60年香川県人
事委員会規則第1号）第5条第1項に規定する承認をすること。

(28) 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人
事委員会規則第2号）第3条に規定する承認をすること。

(40) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第5項の承認又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）第5条若しくは第9条第3項の承認をすること。

- (29) 教育委員会から条例又は教育委員会規則の規定により協議等を受けること。
- (30) 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）に規定する行政文書の公開に関すること。
- (31) 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）に規定する個人情報の保護に関すること。
- (32) 香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）に規定する職員の職務に係る倫理の保持に関すること。
- (33) 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年香川県条例第1号）第3条第1項の規定により報告すること。
- (34) 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年香川県人事委員会規則第3号。以下この号において「規則」という。）に規定する次の事務
 - ア 規則第3条の規定により職員相談員を指名すること。
 - イ 規則第4条第2項の規定により事案の処理を打ち切ること。
- (35) 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第16条第2項の規定により、退職手当の支給制限等の処分について退職手当管理機関から諮問を受けたときに調査審議すること。
- (36) 職員の退職管理に関し、任命権者に対し、規制違反行為を行った疑いがあると思慮される行為に関する調査を求めること、及び調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。